



いけだ 食の文化祭 2026

11月7日(土)
8日(日)開催
出店者募集中

出店申込み締切 令和8年9月18日(金)

● 出店できる方(下記のいずれか)

池田町民の方
町内で農業に取り組んでいる方
町内で飲食店や加工業を営んでいる方
町内の産物を使って工芸品などを作っている方
町内で手工芸などの体験を指導できる方

● 商品の内容の例

米や野菜、花など
町内の農林畜産物を使った加工品
池田町や農山村ならではの体験、通常提供している体験
自然や生き物とふれあえるような体験
自分の畑で「畑は直売所」など

(詳しくは、裏面の要項をご覧ください。)



体験は、時間指定や
予約制もOK



お申込み方法

同封の出店申込書を実行委員会事務局(役場2階農村政策課)までご提出ください。

出店希望者説明会を9月7日(月)に開催します。出店を希望される方、出店に興味のある方は、ご出席をお願いいたします。(詳しくは裏面をご覧ください)

出店やイベントに関する お申込み・お問合せ

いけだ食の文化祭2026実行委員会事務局(役場農村政策課)

TEL: 0778-44-8004 FAX: 0778-44-6296

メール : noson@town.fukui-ikeda.lg.jp



いけだ 食の文化祭 2026

出店者募集要項

出店者条件 (いずれか)	①池田町民の方 ②町内でゆうきげんき正直農業に取り組んでいる方 ③町内で飲食店や加工業を営んでいる方 ④町産物を使って工芸品を作っている方 ⑤町内で手工芸などの体験を指導できる方
出品条件 (いずれか)	①米、野菜、花など(「畑は直売所」を自身の畑で実施するの也可) ②池田町の農林畜産物を使った加工品 ③季節を感じられる、池田町や農山村ならではの体験 ④通常、池田町で提供している体験(農村体験プログラム等) ⑤自然や生き物と触れ合える体験
注意事項	● <u>食べ物の加工調理(1次加工含む)は、必ず食品営業許可のある施設で行うこと。飲食を提供する場合は、飲食業の営業許可が必要です。</u> ● イベント時のみの「臨時営業許可」もあります。保健所への営業許可申請は出店者自身で行ってください。(実行委員会で店舗用テントは設置しません。) ● 食品衛生責任者等の資格を有していること。 ● <u>出店希望者説明会への出席をお願いします。</u> 出店者説明会 日 時 9月7日(月)19時～ (30分程度) ※1日のみの開催となりますのでご注意ください。 場 所 ツドエル(旧開発センター)2階 洋会議室 申込方法 電話・FAX・メールのいずれかでお申し込みください。 池田町役場農村政策課 担当:石田・宮本 TEL:44-8004 FAX:44-6296 Mail: noson@town.fukui-ikeda.lg.jp 申込期日 説明会の前日まで
出店方法	● 実行委員会では店舗用テントは設置しません。テントは、出店者自身で設置してください。店舗や体験場所をお持ちの方は、自身の店舗や工房、集会場、体験場所など、その施設を利用して出店していただいても構いません。 ● 製造業許可はあるが販売場所を持っていない方で、製造業許可施設で加工調理したものを密閉包装して販売する場合は、販売場所を確保すれば販売できます。場所について相談がある方は、実行委員会に問い合せてください。 ● マルシェでの出店は、マルシェ運営協議会会員であることが条件です。なお、希望者多数の場合、事務局と観光協会にて調整させていただきます。
その他	● お客様に町内を食べて回っていただくため、1個売りにするなどし、「食べ廻り」にご協力をお願いします。 ● 自店舗で出るゴミになるもの(容器や割り箸、食べ残し等)は、お客様から回収し自店舗で処分してください。 ● 環境に配慮し、各店舗ではレジ袋やプラスチック容器の使用をできるだけ控えていただきますようご協力をお願いします。 ● イベント終了後には、出店者アンケートにご協力願います。